

看護職員の負担軽減及び処遇の改善計画

当院では、看護職員の負担軽減及び処遇の改善のため、下記の項目について取り組みを行っています。

1. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

- (1) 看護職員の負担軽減及び処遇改善の責任者 看護部長 鈴木美紀
- (2) 看護職員の勤務状況の管理
 - ア 勤務時間週平均 40 時間以内
 - イ 連続勤務 5 日以内
 - ウ 勤務状況、有給休暇取得率、時間外の業務の把握
 - エ 夜勤勤務について 明けの翌日は原則休み、夜勤 16 時間以内、休憩 2 時間
- (3) 多職種からなる業務分担推進のための委員会
看護師の負担軽減委員会(1 回/月)
- (4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画
看護師の負担軽減委員会にて計画の策定、評価 職員への周知
- (5) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開
院内に掲示 ホームページにて公開

2. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組み

項目	取り組み
ワークライフバランスの実現	・有給休暇取得の促進 ・時間外労働の削減（業務改善・職場風土の醸成）
看護職員の適正配置	・様式 9 号による人員配置基準より、余剰のある人員配置 ・看護職員の積極的採用
配慮した勤務表の作成	・日・祝日の休みを月 1 回以上確保する ・業務に必要な研修は勤務扱い ・多様な勤務形態の採用（夜勤専従看護師の採用）
子育て中の職員への配慮	・時短勤務 ・子の看護休暇
メンタルサポート	・ストレスチェック年 1 回実施 ・院内研修の実施
看護補助者の配置・教育	・可能な業務をタスクシフトし、看護の専門性を発揮しやすくする ・介護支援主任を配置し、看護補助者、特定技能職員への教育、フォローを行う ・入浴介助担当の看護補助者の雇い入れ

3. 看護職員の負担軽減のための多職種との業務分担

部署	取り組み
総務課	・メッセージ業務
薬剤課	・入院時における持参薬の確認 ・医薬品情報提供 ・病棟配置薬の管理
医療福祉相談課	・入退院調整 ・転院時の連絡調整 ・入院患者に関する詳細な患者情報の提供

4. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画(令和 8 年度)

項目	令和 8 年度の取り組み内容
業務量の調整 時間外労働が発生しない	☐ 入浴介助担当の看護補助者の雇い入れの継続 ☐ 看護補助者への教育・フォローの継続、可能な業務はタスクシフトする
多職種との業務分担 薬剤課	☐ 配薬カートの導入と処方薬のセット
看護補助者の配置	☐ 早出、遅出業務ができる看護補助者の採用推進
夜勤負担の軽減	☐ 夜勤専従看護師の採用により、そのほかの夜勤従事者の負担を軽減する ☐ 月の夜勤回数の上限を設定する

2026 年 5 月